



KPMG Newsletter

KPMG Insight

Topic ①

中東の進出先をどこにするか

— UAE での法人税導入を契機に考える



Vol. **66**

May 2024

中東の進出先をどこにするか －UAEでの法人税導入を契機に考える

KPMG Lower Gulf Limited ドバイ事務所

笠間 智樹 / パートナー

アラブ首長国連邦（UAE）で新たに法人税が導入されました。これを契機に中東地域でのグループ会社再編を検討する企業もあります。UAEの法人税に加え、日本を含む世界的な税制改正を踏まえて、日本の親会社および現地子会社が対応しなければならない事項を検討します。また、中東の他の諸国との各種規制を比較するなどして、今後中東に進出する際に検討すべき事項について考えます。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

☑ POINT 1

UAEでは今まで法人税がなかったため経理スタッフの充実などを検討すべきである。グループ企業が複数存在する場合には選択すべき税務措置についての検討が必要である。

☑ POINT 2

経済協力開発機構（OECD）の合意により各国での実効税率が最低15%となるなか、法人税負担以外の観点から進出先を検討する必要がある。

☑ POINT 3

UAEのフリーゾーンが進出先として選ばれる優位性が依然として残る部分もある。



笠間 智樹
Tomoki Kasama

① UAE法人税法の解説

UAEで新たに法人税が導入されました。どのような特徴があり、日系企業にとってどのような対応が必要になるのかをまず概観します。

1. UAE新法人税法の概要

(1) UAEで法人税法がスタート

2023年6月1日以降開始事業年度からUAEでも法人税法が適用されています。このため日系企業が多く採用している3月決算ですと、2024年4月1日から法人税が課税されます。

(2) 課税対象

課税対象企業ですが、おおむね以下の4パターンに分けられます。

- ① UAE本土で設立・登記された企業
- ② UAEのフリーゾーンで設立・登記された企業
- ③ UAE国外で設立・登記されながらUAE国内で管理・コントロールされているUAE国外企業
- ④ UAE国内に恒久的施設（PE）を有する国外企業

注意が必要なのは②～④です。

②については、今まで税金がかからないう状態でした。今後は一定の要件を満たせば税率0%が適用されますが、法人税登録や申告などのコンプライアンス業務は発生します。

③ですが、カタールやバーレーンといった周辺国に設立した企業をドバイなどUAEから管理・コントロールしている場合には、それらの周辺国企業も課税対象となるおそれがあります。日系企業のなかには、周辺国に設立しながら、日本人役員はドバイに住み遠隔で当該企業を管理・コントロールしているケースがありますが、こういったケースがこれに該当する可能性が

あります。

④ですが、UAE国内に駐在員事務所や支店形態で進出している場合にも商業活動を行っている場合にはPEとみなされ法人税課税対象となる可能性があります。

(3) 税率

基本税率は9%ですが、一定の要件を満たすフリーゾーン企業の一定の所得には0%が適用されます。一方、国際企業グループの構成企業には15%のトップアップ税が課されます。

(4) 税金グループ

日本の連結納税制度と似通った「税金グループ」という制度が設けられました。これにより、95%以上の持株要件など一定の要件を満たせば、複数企業で構成されるグループを1つの納税主体として申告・納税できます。

(5) その他の課税繰り延べ措置

75%以上の持株要件など一定の要件を満たせば、その企業間の取引を簿価で行ったとみなして課税を繰り延べできます（適格グループ）。また、事業譲渡の対価として株式が利用された場合なども事業再編として課税繰り延べ措置があります。ただ、これらの措置は、先述の0%が適用される適格フリーゾーン企業は対象外です。

(6) 移転価格税制

UAEの法人税法でも移転価格税制が導入されました。このため関連会社間取引は独立企業間価格で行われなければなりません。今後は独立企業間価格であることを説明できるような資料を社内で準備するとともに、マスターファイルやローカルファイルといった一定の文書も作成する義務が生じます。

2. UAE新法人税法への対応

(1) 社内体制整備

これまで法人税法がなかったため、UAE国内で経理スタッフを置かず、日本の親会社や本社で経理業務を代行していた日系企業もあります。今後はUAEの法人税法を理解して税金計算ができる経理スタッフの確保が必要となりますし、今まで会計監査を受ける義務がなかった拠点も会計監査が義務付けられることとなります。このため会計監査対応ができる経理スタッフも必要となるでしょう。また、移転価格税制など国境をまたぐ取引に関する税の知識も必要となりますので、今まで利用してきた会計事務所でも対応可能なかの再点検も必要となります。

(2) グループ企業

UAE国内に複数のグループ企業を有する場合、先述の「税金グループ」や「適格グループ」にどの企業が入るかを検討し、これらを適用することが税務上有利かどうかの検討が必要です。税率0%が適用される適格フリーゾーン企業はこれらのグループに入ることができないため、そもそもフリーゾーンにある企業がこの0%適用を申請したほうがいいかの検討も必要です。0%が適用される適格フリーゾーン企業には小規模企業免税が適用されないとか一定規模以下の企業であっても会計監査が必須になるなどデメリットもあります。

②

日本の親会社への影響

UAEの新法人税法の導入に合わせて日本での税制改正が加わり、より複雑な税金計算が必要になると見込まれます。UAE拠点との密なコミュニケーションがより重要になります。

OECDによる税源浸食と利益移転（BEPS）2.0第二の柱の国際的な合意に

より、日本でも税制改正が行われ、各国の実効税率が15%以上となるよう課税される予定です。このため連結売上高が7億5千万ユーロを超えるような国際的な大規模企業は世界各国での実効税率が15%に達しているかどうか判断するため、各子会社から実効税率の計算に必要な情報を入手することになります。UAEでは0%か9%の税率が適用され、一定の大規模国際企業には15%のトップアップ税が適用されます。日本の税務申告書作成にUAEでの実効税率の計算が必要になるため、UAEにある子会社や支店から適時に必要な情報を入手しなければなりません。早めに必要情報や税務申告に間に合わせるためのスケジュールなどをUAEの拠点に周知徹底することが必要です。

III 他の中東諸国の税制および外資規制との比較

UAEで法人税法が導入され、その少し前には外資規制が緩和されました。これにより他の中東諸国と比べて進出しやすい環境にあるのか比較検討します。

1. 他国との法人税比較

UAEで新たに法人税が課せられますが、ここで他の中東諸国との比較をします。今まで中東は税金がないというイメージを持つ方もいるかもしれませんが、実は法人税がない国は湾岸協力理事会（GCC）加盟6国の中ではバーレーンのみ法人税がない国となりました。法人税率は、サウジアラビアが20%、オマーンとクウェートが15%、カタールは10%です。今回UAEで基本税率9%としたのは、法人税を導入しているGCC諸国の中でカタールの10%を下回る一番低い税率とすることによって引き続き外資系企業の誘致をアピールする狙いがあると考えられます。

2. 他国との外資規制比較

次に外資規制について比較します。サウジアラビアやバーレーン、クウェートでは、外資100%の会社設立が可能です。サウジアラビアやバーレーンではトレーディングなど一部の業種、クウェートでは天然資源関連業種などは除外されています。オマーンは一部の小規模事業者向けの伝統的な産業などネガティブリストに載っている産業を除き100%外資での進出が可能です。カタールは他国に比べて少し厳しく49%までの外資出資が認められ、それを超える外資の出資には当局の許可が必要で、認められるか否かはケースバイケースです。

UAEではフリーゾーンと呼ばれる一定の区域では100%外資での会社設立が可能で、フリーゾーン外のUAE本土でも現在は一部の戦略的な活動を除き100%外資での会社設立が可能です。

以上、GCC諸国間で若干の違いはありますが、カタールを除きおおむね外資規制については多くの分野で緩和されていると言えます。

IV 進出国選びにおけるUAEの優位性についての考察

法人税や外資規制において周辺国と大きな違いがなくなった今、進出先としてUAEを選ぶ優位性は何かを考えます。

1. 外資規制と税負担

中東での会社設立を検討するにあたって最初の検討ポイントは外資規制になります。100%子会社の設立が可能かどうか、不可能な場合には地元の資本を何パーセントまで入れなければならないかを確認します。

III.で見てきたように外資規制については、おおむねどの国も緩和されていて大き

な違いはありません。

次の検討ポイントは税負担です。その他の条件が同じであれば税負担がなるべく小さい国で会社設立を考えるというインセンティブが働くことはあります。各国の法人税には税務インセンティブがありますので、当然、法人税率イコール税負担率ではありませんので法人税率が低い国が必ずしも税負担が低いとは限りませんが、1つの目安にはなります。その点では、今までは法人税がなかったUAEとバーレーンが進出先の候補として挙げられたと思います。UAEで今般法人税が導入され、現在バーレーンでは内閣で法人税導入の議論が進んでいます。こうした中、今後も各国の法人税率やインセンティブを比較して進出国を決めるということが続くのでしょうか。

II.で少し触れましたが、OECDにおけるBEPS2.0第二の柱の最低税率15%の合意がされ、今後各国で実効税率を最低15%とする制度が導入されます。日本でも今後トップアップ税が導入されることになるため、中東の拠点での税負担が低くても最終的には日本の親会社で実効税率15%まで税負担が求められるということが考えられます。それを踏まえてUAEでは大規模国際企業に実効税率が15%となるようトップアップ税を課すことになっており、他の中東諸国もこれに倣ってくるのが予想されます。そういった点を考えると、法人税負担につきましても、おおむねどの国に進出しても大差がなくなると見られます。

2. フリーゾーンを含むUAEの今後の優位性

UAEには現在40を超える各種フリーゾーンが存在します。中東に進出する日系企業の多くが、このフリーゾーンを利用してきました。これはUAE本土でまだ外資規制が残っていた時期に100%外資での進出が可能であったことが理由の1つです。

しかし、UAE本土での外資規制もす

に緩和され、フリーゾーンだけのメリットではなくなりました。また、Iで見たように一定の条件を満たすフリーゾーン企業には法人税率0%が適用されメリットがありそうですが、これもBEPS2.0第二の柱により最終的に実効税率が15%となるとフリーゾーンの優位性がこの点でもなくなりそうです。そうすると、中東のなかでUAEを選ぶかどうか、UAEを選ぶとしてフリーゾーンかUAE本土かは別の視点が必要になります。フリーゾーンは関税の観点からUAE国外領土として取り扱われるため、UAE国外からフリーゾーンに製品が入ってきた段階では関税は課せられず、そのままUAE国外の他の中東諸国に関税を納めずに再輸出できるというメリットがあります。

また、詳細は各フリーゾーンによって異なりますが、労働法などいくつかのコンプライアンス項目がフリーゾーン内では緩和されています。

一方、サウジアラビアではサウジアラビア人の雇用を強制するような厳しいルールがあり厳格化が進んでいます。こういった法令順守項目、そしてそれに伴うコスト面での検討が今後はさらに重要になってきます。

中東諸国は経済規模や人口は小さい国が多く、中東に拠点を置く日系企業では1つの拠点から中東、北アフリカ、中央アジアなど広範囲でのビジネスを所管しているケースがあります。このため日本人駐在員は出張が多く、必然的に各国へのアクセスが便利な国が選択肢となります。UAEは、2023年に世界空港評議会が発表した「世界で最も忙しい空港」で第5位となったドバイ国際空港を抱えるなど、利便性の観点から進出先を選ぶことが多くなっています。また、GCC諸国は従来からイスラム教の影響で金・土曜日が休みですが、UAEは他国に先駆けて2022年1月1日から土・日曜日を休日としました。このため他の欧米やアジアの拠点とのやり取りがしやすくなりビジネス環境が改善しました。生活面でもUAEでは豚肉が手に入りやすく、ドバイ

のアルコールライセンスが無料になって買いやすくなったなど改善が見られます。サウジアラビアでは依然としてアルコールの摂取は一切できないなど外国人にとって生活がしにくい面もあります。外資規制や法人税負担といった点で各国に差がなくなりつつある今、こういったソフト面での差が進出する国を選ぶ検討項目の1つになっています。

3.各国の中長期の展望

各国政府が公表する中長期の計画に注目することも面白いと思います。GCC諸国の多くは石油や天然ガスといった天然資源の輸出により国家財政を支えてきました。

しかし、脱炭素の流れが世界的に広がるなかでどの国も脱石油・天然ガスおよび産業構造の多様化を中長期目標としています。その中でもUAEは中東で最も積極的で、2050年までの温暖化ガス排出量のネットゼロを公言しています。「ドバイ3D印刷戦略」では2030年までに建物の25%を3D印刷にするとしています。サウジアラビアではNEOMと呼ばれる未来都市建設構想を推進しています。オマーンは「ビジョン2040」において教育レベルや健康寿命の向上やスマートシティに言及しています。バーレーンは「経済ビジョン2030」において教育による生産性の向上や高品質なヘルスケアに言及しています。カタールは「カタルナショナルビジョン2030」で伝統の継承や国のアイデンティティの確立に触れています。

それぞれの国の中長期計画に共通点が多くありますが、一方で特徴的な計画もありますので、各国の方向性を見て進出先を見極めることも1つでしょう。

関連情報

KPMGは、日本企業の海外事業展開をこまやかに支援するため、世界の主要31カ国85都市に、約800名の日本人および日本語対応が可能なプロフェッショナルを配しています。

各国の最新情報については、下記をご覧ください。

海外進出支援窓口

<https://home.kpmg/jp/ja/home/services/global-support.html>

アラブ首長国連邦 (UAE)

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/global-support/uae.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG Lower Gulf Limited
ドバイ事務所
ジャパンデスク
笠間 智樹 / パートナー
✉ tkasama1@kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。